

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為)</p> <p>第九十九条の二 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。以下同じ。）を取得して行うものを除く。</p> <p>一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為</p> <p>二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為</p> <p>三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機</p>	<p>(信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為)</p> <p>第九十九条の二 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第八十五条の四第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第七十条の二の八第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。</p> <p>一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為</p> <p>二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為</p> <p>三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機</p>

関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的
として行う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相
手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として
、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替
取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達
により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において
「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行
う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為であつて、当該
行為に先立つて、同号の金庫と当該相手方等との間で当該履行
に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五 法人等（令第十一条第一項第一号に規定する法人等をいう
。以下この号、第百十三条の三、第百十三条の四及び第百二十
条において同じ。）がその属する法人等集団（一の法人等並び
に当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属
する他の法人等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段
階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る
。）を含む。）を受けて行う法第八十五条の四第二項各号に掲
げる行為

（信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措
置）

関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的
として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相
手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として
、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替
取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達
により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において
「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行
う行為であつて、当該行為に先立つて、法第八十五条の四第二
項第一号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法
に係る契約を締結しているもの

〔号を加える。〕

第百十二条の五 金庫は、次に掲げる事項について定めた信用金庫

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

一 信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

二 当該金庫が信用金庫であるときは、当該信用金庫が法第八十条の七第一項に規定する同意をするかどうかの別

三 信用金庫電子決済等代行業者とその営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四 前号に規定する体制のうち、法第八十五条の四第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六 当該金庫において信用金庫電子決済等代行業者との連携及び

「条を加える。」

協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七 その他信用金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2 金庫は、信用金庫電子決済等代行業者との間で法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項の契約を締結しようとするときは、当該信用金庫電子決済等代行業者がその営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫又は同項の信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第百十三条の三 令第十一条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をいう。)であつて、連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第百十三条の五第一項第一号において同じ。)である者又は当該同一人自身を合算子法人等(令第十一条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする連結財務諸表提出会社である法人等の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第百十三条の三 令第十一条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をいう。)であつて、連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第百十三条の五第一項第一号において同じ。)である者又は当該同一人自身を合算子法人等(令第十一条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする連結財務諸表提出会社である法人等の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

<p>という。) 第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。</p>	<p>(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。) 第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	